

県有財産の一般競争入札案内書
(令和5年9月実施)

令和5年7月28日

石川県土木部建築住宅課

目次

1	入札公告の内容	1 頁
2	入札による売買手続きの流れ	5 頁
3	県有財産の一般競争入札説明書	6 頁
4	入札心得書	11 頁
5	不動産売買契約書	13 頁
6	各種様式等	20 頁
	県有財産一般競争入札参加申込書（別記様式1）	（20 頁）
	誓約書（別記様式2）	（21 頁）
	事業実績調書（別記様式3）	（22 頁）
	販売計画書（別記様式4）	（23 頁）
	共同企業体申請書（別記様式5）	（24 頁）
	役員等名簿（別記様式6）	（25 頁）
	委任状（別記様式7）	（27 頁）
	入札書（別記様式8）	（28 頁）
	入札保証金に関する約定書（別記様式9）	（29 頁）
	銀行振出小切手（見本）	（30 頁）
7	物件調書	31 頁
8	入札会場等のご案内	33 頁

この案内書についてのお問い合わせ先
〒920-8580
石川県金沢市鞍月1丁目1番地
石川県土木部建築住宅課
住宅管理グループ
電話（076）225-1776（直通）

- 1 本案内書は、現地説明及び入札の際お持ちください。
- 2 本案内書に綴込みの入札参加申込書等の様式は、石川県ホームページからもダウンロードできます。（下記URL）

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenju/nyuusatu/shirahodai.html>

県有財産売却入札公告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和5年7月28日

石川県知事 馳 浩

1 一般競争入札に付す物件

- (1) 所在地 河北郡内灘町白帆台2丁目229番ほか45筆
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 11,575.59㎡(明細は、別表のとおり)

2 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年9月1日(金)午前11時
- (2) 場所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎16階 1611会議室
- (3) 開札 入札後、即時開札

3 現地説明(入札契約説明を含む。)の日時及び場所

- (1) 日時 令和5年8月8日(火)午前11時
- (2) 場所 河北郡内灘町白帆台1丁目215番地 白帆台公民館
- (3) 現地説明への参加を希望する者は、事前に電話にて申し込むこと。
申込先 石川県土木部建築住宅課 電話番号 076-225-1776

4 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件をいずれも満たしている者(共同企業体を含む。)であること。

- (1) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第3条第1項の免許を受けている者であること。
なお、共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。
- (2) 建築工事業に関して建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けている者であること。
なお、共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。
- (3) 宅地建物取引業法を遵守の上で行う、次に掲げる条件のいずれかにより、売買物件(本件入札により購入した物件をいう。以下同じ。)を第三者に譲渡する者であること。
ア 売買物件を自ら取得した上で、住宅等(地区の地区計画に規定する建築物をいう。以下同じ。)を建築し、譲渡すること。
イ 住宅等の建築を目的とする土地として譲渡すること。
- (4) 県内に営業所を有する者であること。
なお、共同企業体の場合は、構成員のうち1者以上が県内に営業所を有する者であること。
- (5) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに、石川県内において、40件以上の新築住宅に係る建築請負又は販売の契約実績を有する者であること。
なお、共同企業体の場合は、以下の条件をいずれも満たしていること。
ア 構成員全体で40件以上の契約実績を有すること。
イ (1)又は(2)に該当する構成員が5件以上の契約実績を有すること。
- (6) 売買物件を5年以内に販売する計画を有する者であること。
なお、共同企業体の場合は、各構成員の資格及び能力に応じて現実的に販売できるような計画を立てること。
- (7) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定

により一般競争入札に参加させることができない者でないこと。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。

- (8) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないことができる者でないこと。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。

- (9) 石川県暴力団排除条例（平成 23 年石川県条例第 20 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと及び以下に該当しない者であること。

なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。

ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (10) 共同企業体の場合は、次の条件を全て満たすこと。ただし、県の承諾を得た場合は、この限りでない。

ア 石川県との当該売買契約に定める義務について、連帯して責任を負うことができる者であること。

イ 入札保証金、契約保証金及び売買代金の納付又は返還並びに入札及び石川県との協議など、入札参加物件の売買に係る一切の行為は、代表者が代表して行わなければならないこと。

ウ 代表者の変更又は構成員の加入若しくは脱退は、認められないこと。

5 入札案内書の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間

令和 5 年 7 月 28 日（金）から同年 8 月 24 日（木）までの県の休日（県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第 16 号）第 1 条第 1 項）を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで

- (2) 交付場所

金沢市鞍月 1 丁目 1 番地

石川県庁行政庁舎 16 階 石川県土木部建築住宅課

6 入札参加申込みの方法

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札案内書に示す県有財産一般競争入札参加申込書及び添付書類を(2)の受領期限までに石川県土木部建築住宅課まで持参し、又は郵送しなければならない。

- (2) 受領期限

令和 5 年 8 月 24 日（木）午後 5 時（郵送の場合は、簡易書留とし、受領期限内必着とする。）

7 その他

- (1) 入札保証金

入札しようとする金額の 100 分の 5 以上

- (2) 入札の無効

この公告に示した入札に参加する資格のない者が提出した入札書、入札参加申込みを行わなかった者の提出した入札書その他入札案内書に示す無効の入札に掲げる入札書は、無効とする。

- (3) 落札者の決定方法

予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (4) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上

- (5) 契約方法及び売買代金の納付

ア 県との当該売買契約は、第三者のためにする契約として締結する。

イ 契約締結の日から5年以内の間において、引渡しを受けようとする区画毎の売買代金を納付することとする。ただし、契約締結の日から5年後までに売買代金全額を納付することを要する。

(6) 所有権の移転等

所有権は、区画毎の売買代金が納付された後に、契約者（落札後、県との間で売買契約を締結した者をいう。以下同じ。）による所有権移転先の指定及び所有権の移転先（所有権移転先として指定された者をいう。以下同じ。）による当該区画の所有権移転を受ける旨の意思表示があった日に、県から所有権の移転先へ直接移転するものとする。

なお、契約者は、この所有権移転に係る登記が完了しない限り、当該区画において住宅等の建築に着手することができないことに留意を要する。

(7) その他の事項

詳細は、入札案内書による。

(8) 問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部建築住宅課住宅管理グループ 電話番号 076-225-1776

別表

番号	所在地番	財産区分	地目	地積
1	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 229 番	土地	宅地	252.94 m ²
2	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 230 番	土地	宅地	257.03 m ²
3	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 231 番	土地	宅地	253.36 m ²
4	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 232 番	土地	宅地	253.47 m ²
5	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 233 番	土地	宅地	256.94 m ²
6	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 234 番	土地	宅地	256.80 m ²
7	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 235 番	土地	宅地	257.07 m ²
8	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 236 番	土地	宅地	257.12 m ²
9	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 237 番	土地	宅地	255.14 m ²
10	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 238 番	土地	宅地	255.08 m ²
11	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 239 番	土地	宅地	252.03 m ²
12	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 240 番	土地	宅地	247.45 m ²
13	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 241 番	土地	宅地	254.17 m ²
14	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 242 番	土地	宅地	254.02 m ²
15	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 243 番	土地	宅地	256.64 m ²
16	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 244 番	土地	宅地	256.44 m ²
17	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 245 番	土地	宅地	255.71 m ²
18	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 246 番	土地	宅地	255.86 m ²
19	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 247 番	土地	宅地	253.18 m ²
20	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 248 番	土地	宅地	253.26 m ²
21	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 249 番	土地	宅地	256.04 m ²
22	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 250 番	土地	宅地	252.22 m ²
23	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 251 番	土地	宅地	235.80 m ²
24	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 252 番	土地	宅地	223.97 m ²
25	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 253 番	土地	宅地	222.31 m ²
26	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 254 番	土地	宅地	222.49 m ²
27	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 255 番	土地	宅地	224.18 m ²
28	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 256 番	土地	宅地	224.12 m ²
29	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 257 番	土地	宅地	224.13 m ²
30	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 258 番	土地	宅地	224.31 m ²
31	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 259 番	土地	宅地	222.55 m ²
32	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 260 番	土地	宅地	222.55 m ²
33	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 261 番	土地	宅地	224.23 m ²
34	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 262 番	土地	宅地	218.84 m ²
35	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 263 番	土地	宅地	294.40 m ²
36	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 264 番	土地	宅地	271.55 m ²
37	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 265 番	土地	宅地	269.97 m ²
38	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 266 番	土地	宅地	270.05 m ²
39	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 267 番	土地	宅地	271.68 m ²
40	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 268 番	土地	宅地	271.50 m ²
41	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 269 番	土地	宅地	271.35 m ²
42	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 270 番	土地	宅地	271.46 m ²
43	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 271 番	土地	宅地	269.85 m ²
44	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 272 番	土地	宅地	269.60 m ²
45	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 273 番	土地	宅地	269.68 m ²
46	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 274 番	土地	宅地	283.05 m ²
	合 計			11,575.59 m ²

《入札による売買手続きの流れ》

◇ 令和5年7月28日（金）

- ① 入札の公告
 - ・石川県公報に掲載
- ② 入札案内書交付開始
 - ・石川県土木部建築住宅課

◇ 令和5年7月28日（金）～令和5年8月24日（木）

- ③ 入札参加申込期間（持参・郵送による）
 - ・入札参加申込書及び添付書類を石川県土木部建築住宅課へ提出
 - ・郵送による場合は簡易書留（受領期限内必着）

◇ 令和5年9月1日（金）

- ④ 入札
 - ・指定日時、場所で実施
 - ・入札保証金（入札金額の5%以上）を納付し、参加
- ⑤ 開札、落札者の決定
 - ・入札後、入札者の面前で開札、落札者を決定

◇ 落札（＝入札）の日から5日以内

- ⑥ 契約締結
 - ・石川県と落札者で第三者のためにする契約として不動産売買契約を締結
 - ・契約保証金（売買代金の10%以上）を納付（入札保証金は、契約保証金に充当）

◇ 契約の日から5年以内

- ⑦ 売買代金の納付、物件の引渡し
 - ・引渡しを受けようとする区画毎に売買代金を納付
 - ・引渡しは、当該区画の売買代金納付後速やかに行う
 - ・契約保証金は、最終売買代金に充当
 - ・未払いの売買代金から契約時に納付した契約保証金を除いた残額を、5年以内に納付
- ⑧ 所有権の移転登記
 - ・所有権は、区画毎の物件の引渡しの後、所有権移転先の指定及び当該移転先の受益の意思表示がされた時に、県から当該移転先に直接移転する（それまでの間は県に留保）
 - ・登録免許税などの所有権移転登記に要する経費は、落札者の負担
 - ・所有権移転登記手続きは、落札者が必要な書類を県に提出した後で県が行う

県有財産の一般競争入札説明書

この入札説明書は、県有財産の売却に係る入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を定めたものであり、入札参加希望者は以下の事項を了解のうえ、入札書を提出されるようお願いいたします。

1 一般競争入札により売却する物件

- (1) 所在地 河北郡内灘町白帆台2丁目229番ほか45筆
- (2) 地目 宅地
- (3) 地積 11,575.59㎡（明細は4頁の別表のとおり）

2 入札参加者の資格に関する事項

入札に参加できる資格要件は、以下の(1)から(10)の条件をいずれも満たしている者（共同企業体を含む。）とします。

- (1) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の免許を受けている者であること。
なお、共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。
- (2) 建築工事業に関して建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者であること。なお、共同企業体の場合は、構成員の半数以上が条件を満たすこと。
- (3) 宅地建物取引業法を遵守の上行う、次に掲げる条件のいずれかにより、売買物件（本件入札により購入した物件をいう。以下同じ。）を第三者に譲渡する者であること。
ア 売買物件を自ら取得したうえで、住宅等（地区の地区計画に規定する建築物。以下同じ。）を建築し、譲渡すること。
イ 住宅等の建築を目的とする土地として譲渡すること。
- (4) 県内に営業所を有する者であること。なお、共同企業体の場合は、構成員のうち1者以上は、県内に営業所を有する者であること。
- (5) 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに、石川県内において、40件以上の新築住宅に係る建築請負又は販売の契約実績を有する者であること。なお、共同企業体の場合は、以下の条件のいずれも満たしていること。
ア 構成員全体で40件以上の契約実績を有すること。
イ (1)又は(2)に該当する構成員が5件以上の契約実績を有すること。
- (6) 売買物件を5年以内に販売する計画を有する者であること。なお、共同企業体の場合は、各構成員の資格・能力に応じて現実的に販売できるような計画を立てること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定により一般競争入札に参加させることができない者ではないこと。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。
- (8) 過去3年間に以下の事項に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
カ 前各号のいずれかの規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (9) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと及び以下に該当しない者であること。なお、共同企業体の場合は、全ての構成員が条件を満たすこと。

- ア 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (10) 共同企業体の場合は、次の事項を全て満たすものであること。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ア 石川県との当該売買契約に定める義務について、連帯して責任を負うことができる者であること。
 - イ 入札保証金、契約保証金及び売買代金の納付又は返還並びに入札及び石川県との協議など、入札参加物件の売買に係る一切の行為は、代表者が代表して行わなければならないこと。
 - ウ 代表者の変更又は構成員の加入若しくは脱退は、認められないこと。

3 入札の申込

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

申込みにあたっては、

- (1) 県有財産一般競争入札参加申込書（別記様式1）
- (2) 住民票の写し（法人にあつては登記事項証明書）・・・発行から3か月以内のもの
- (3) 印鑑証明書・・・発行から3か月以内のもの
- (4) 誓約書（別記様式2）
- (5) 宅地建物取引業法第6条に規定する免許証の写し
- (6) 建築工事業に関して建設業法第3条第1項による許可を受けていることを証する書類の写し
- (7) 事業実績調書（別記様式3）及び調書記載内容が確認できる売買契約書、請負契約書など2(5)の実績が確認できるものとその写し（契約書類等の原本は確認後返却いたします。）
- (8) 販売計画書（別記様式4）
- (9) 共同企業体を構成する場合は、共同企業体申請書（別記様式5）

が必要となります。

別添様式に必要事項を記入し、記名押印のうえ申込みしてください。

共同企業体を構成して申し込む場合、(1)については、必ず構成員全員の連名による記名をお願いします。また、(2)から(4)及び(7)の申込書類は、構成員全員分が必要となります。ただし(5)及び(6)については、免許・許可を有する構成員分の書類提出で足りるものとし、免許・許可を有しない構成員は役員等名簿（別記様式6）の提出を要することとします。なお、郵送による申込みも受け付けます。

（持参の場合）

令和5年8月24日（木）午後5時までに、石川県土木部建築住宅課住宅管理グループに提出してください。

（郵送の場合）

令和5年8月24日（木）午後5時必着で、簡易書留により下記へ送付してください。

送付先：〒920-8580

石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県土木部建築住宅課住宅管理グループ 宛

4 現地説明（入札契約説明含む）の日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年8月8日（火）午前11時00分
- (2) 場 所 河北郡内灘町白帆台1丁目215番地 白帆台公民館
- (3) 現地説明への参加を希望する者は、事前に電話にて申し込むこと。
申 込 先 石川県土木部建築住宅課 076-225-1776

また、現地説明への参加は自由ですが、参加されない場合でも現地説明事項等についてすべて了

知されたものとみなしますので、ご了解のうえ、入札に参加してください。

5 入札及び開札を行う日時及び場所

- (1) 日 時 令和5年9月1日（金）午前11時00分
- (2) 場 所 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県庁行政庁舎16階 1611会議室
- (3) 開 札 入札後、即時開札

※注意事項

受付時間は、各入札時刻の30分前からです。

入札は、上記時間を厳守して行います。なお、開札は、入札後直ちに行います。

6 入札日の持参品等

- (1) 入札書（別記様式8）
- (2) 委任状（別記様式7）
入札書を入札参加者名義で作成できない場合（入札書に入札参加者本人の押印ができない場合）に委任状が必要です。
- (3) 印鑑
印鑑証明書の印を持参してください。
ただし、委任を受けた代理人が入札される場合には、入札参加者ご本人（委任者）の印鑑は持参の必要はありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の印鑑を持参してください。
- (4) 入札保証金
入札者は、入札金額の100分の5以上の「入札保証金」を、別添「入札保証金に関する約定書」（別記様式9）を添えて、入札の前に納付しなければなりません。
入札保証金は、現金又は銀行振出小切手（別紙見本参照）により納付しなければなりません。
落札者の入札保証金は、契約保証金に充当されます。
落札されなかった方の入札保証金は、入札終了後、領収書と引き替えに速やかに還付します。
この際、営業として入札参加された個人・法人の方には、領収書に収入印紙（200円）が必要となります。
入札保証金には利息を付しません。
落札者が、落札決定の日から5日以内に売買契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は県に帰属することとなります。
- (5) 身分証明書（運転免許証等、ご本人又は委任を受けた方と証明できるもの）
- (6) 筆記用具

7 入札における注意事項

別添「入札心得書」をよくお読みください。

8 落札者の決定方法

落札者は、県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札をした方とします。

ただし、落札者となる同価格の入札者が二人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、この場合において、「くじ」を引かない者がいるときは、この者に代わって入札に関係ない職員に「くじ」を引かせるものとします。

9 契約の締結

- (1) 県有財産売払申請書の提出
落札された方は、落札後速やかに県有財産売払申請書を提出していただきます。
- (2) 契約の締結期限等
落札された方は、落札決定の日から5日以内に契約を締結しなければなりません。
上記期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となり、落札者が納付した入札保証金

は県に帰属することになります。

(3) その他留意事項

契約は、第三者のためにする契約として締結します。(詳細は、不動産売買契約書(13~19頁)の内容をご確認ください。) 売買物件の維持管理の一切は、契約締結時より落札された方の責任において行っていただきます。

10 売買代金の納付方法

落札された方には、契約締結の際、売買代金の100分の10以上の契約保証金を納付していただきますが、この時、先に納付済みの入札保証金は、契約保証金の一部に充当する取扱いをします。

また、売買代金(落札額)と契約保証金の差額については、契約締結の日から5年以内に、区画毎に引渡しを受けようとする都度、当該区画の売買代金を県に納付していただきます。(区画毎の売買代金は、契約締結時に県が決定した価格とします。) ただし、契約締結の日から5年後までに契約保証金を除く売買代金全額を納付していただきます。

納付方法は、県の発行する納入通知書により納付するものとします。

なお、契約保証金は売買代金に充当することになりますが、最終的に売買代金の全額の納付が行われないこととなった場合、契約保証金は県に帰属することになります。

11 所有権の移転及び費用負担

(1) 引渡し

区画毎の売買代金を納付いただいた後、速やかに別に定める宅地引渡書、引受書をもって、現状のまま引渡します。

(2) 所有権の移転等

所有権は、区画毎の売買代金が納付された後に、「契約者(落札後、県との間で売買契約を締結した者をいう。以下同じ。)による所有権移転先の指定」及び「所有権の移転先(所有権移転先として指定された者。以下同じ。)による当該区画の所有権移転を受ける旨の意思表示」があった日に、県から、所有権の移転先へ直接移転するものとします。なお、契約者は、この所有権移転に係る登記が完了しない限り、当該区画において住宅等の建築に着手することができないことにご留意願います。

(3) 費用負担

不動産売買契約書(県保管用のもの一部)に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な費用は、契約者の負担となります。ただし、仲介手数料はかかりません。

12 契約に付す条件

入札の物件については、契約書において次の制限が付されますので、ご注意ください。

(1) 宅地建物取引業法を遵守の上行う、次に掲げる条件のいずれかにより、売買物件を住宅等取得者に直接譲渡すること。なお、募集条件、契約条件等については、予め県と協議していただきます。

ア 売買物件を自ら取得したうえで、住宅等を建築し、譲渡すること。

イ 住宅等の建築を目的とする土地として譲渡すること。

(2) 住宅等建設を行うに際して、以下を義務づけます。

ア 都市計画法(昭和43年法律第100号)、建築基準法(昭和25年法律第201号)及び条例等関係法令を遵守すること。

イ 「内灘町北部地区地区計画」に適合する住宅等を建設すること。

ウ 自らの責任のもと住宅等の建設等に必要な諸手続等を行うこと。

エ 住宅等の建設工事等に伴う騒音、振動及び粉塵等の工事公害並びに住宅等を建設すること等に起因する電波障害、風害及び日影等の近隣住民への影響については、自らの責任において対策を講ずること。

オ 自らの負担のもとに地耐力、土質等について十分調査し、その調査結果に基づき住宅等の建設工事等を行うものとし、これらに関し問題が生じた場合は自らの責任において解決すること。

カ 本契約締結時の土地の区画割及び形質を変更してはならないこと。

- (3) 県は、契約不適合責任を負わないものとします。
- (4) 契約者は、対象区画の引渡しを受けた日から5年間（以下「指定期間」という。以下同じ。）、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、売買物件の所有権を第三者に移転してはなりません。
- (5) 指定期間中、売買物件を暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転してはなりません。
- (6) 県は、契約に付す条件に関し、必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は契約者に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるとされています。また、契約者は、正当な理由なく、県が必要に応じて行う実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはなりません。
- (7) 契約者は、上記(4)から(6)までの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に納付しなくてはなりません。
- (8) 契約者は、指定期間中に、売買物件に係る所有権の移転（11(2)に規定する所有権の移転の原因となる売買を含む。）又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用を目的とする権利を設定しようとする場合には、これらに関する契約書に(1)、(4)及び(5)の趣旨の条件を付さなければなりません。
- (9) 契約者が不動産売買契約の契約条件に違反したとき等は、県は当該契約を解除できるものとします。この場合、売買代金の10分の2の契約解除違約金と、その他の損害賠償をいただくこととなります。
- (10) 共同企業体の場合は、次の事項を全て満たさなければなりません。ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
 - ア 石川県との当該売買契約に定める義務について、連帯して責任を負うこと。
 - イ 入札保証金、契約保証金及び売買代金の納付又は返還並びに入札及び石川県との協議など、入札参加物件の売買に係る一切の行為は、代表者が代表して行わなければならないこと。
 - ウ 代表者の変更又は構成員の加入若しくは脱退は、認められないこと。

13 売却結果の公表について

今回の売却結果については、県は、契約者の同意を得たうえで、以下の内容について公表することがあります。

- (1) 公表の時期
契約締結後、県が必要と認められる時期
- (2) 公表内容
 - ア 当該入札物件の所在地、数量
 - イ 売却の契約年月日
 - ウ 売却の金額
 - エ 売買契約の相手方

14 落札に至らない物件の取扱い

入札により落札に至らない物件については、県が定めた予定価格以上の金額で、随時、売却することがあります。

15 その他

この入札説明書に定めのない事項については、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）その他関係法令等の定めるところによります。

入札心得書

第1条 入札参加者は、「県有財産の一般競争入札案内書」（以下「入札案内書」という。）を熟読のうえ入札してください。

2 入札案内書について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができません。

第2条 入札参加者は、入札に関し県の担当職員の指示に従ってください。

第3条 入札参加者は、入札執行前に入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。

2 入札保証金を納付する場合は、県の担当職員の審査を受け、その面前で封かんのうえ、氏名及び金額を封筒に明記して「入札保証金納付書（入札当日交付、入札参加者が作成）」及び「入札保証金に関する約定書（別記様式9）」を添え提出しなければなりません。

3 入札保証金は、開札完了後（再度の入札を含む。）、落札者を除き、入札保証金納付の際に発行した「領収書」と引換えに還付します。

第4条 入札者は、「入札書（別記様式8）」に所要の事項を記載し、所定の箇所に記名・押印のうえ封かんし、入札者の氏名を明記し、所定の時刻に入札箱に投入してください。

2 記載事項を訂正したときは、訂正箇所に訂正印（印鑑証明書の印）を押さなければなりません。ただし、金額の訂正はできません。

3 入札者が代理人である場合は、入札前に「委任状（別記様式7）」を提出してください。

4 入札参加者又は入札参加者の代理人は、他の入札参加者の代理をすることはできません。

5 入札参加者は、入札参加資格を有しない者を入札の代理人とすることはできません。

第5条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。

第6条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。

(1) 入札参加資格を有しない者がした入札書

(2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札書

(3) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書

(4) 第3条第1項に規定する入札保証金を納付しない者のした入札書

(5) 記名押印のない、又は判然としない入札書

(6) 入札金額の記載が不明確な入札書

(7) 入札公告において示される入札時刻に、入札箱に投入されなかった入札書

(8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書

(9) 当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は二人以上の入札者の代理をした者の入札書

(10) 委任状を持参しない代理人のした入札書

(11) 委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書

(12) 郵送による入札書

(13) その他入札に関する条件に違反した入札書

第7条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その事由のいかんにかかわらず、その入札書の書換え、引換え、又は撤回をすることはできません。

第8条 開札は、入札場所において入札後直ちに、入札参加者立会のうえ行います。

第9条 入札を行った者のうち、予定価格以上の価格で最高の価格をもって有効な入札したものを落札者とします。

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定します。

2 前項の場合において、くじを引かないものがあるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

第11条 開札の結果、各人の入札に予定価格以上の価格の入札がない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、1回に限り、直ちに再度の入札を行います。

2 第6条の規定により入札書が無効とされた者は、再度の入札に参加することはできません。

3 再度の入札を行う場合は、初回の入札保証金をもって再度の入札における入札保証金の納付があったものとし、ただし再度入札の金額に対して100分の5以上の金額に満たないときは、再度の入札の前にその差額を納付しなければなりません。

第12条 落札者は、落札決定の日から起算して5日以内に売買契約を締結しなければなりません。

2 落札者が、前項の期間内に売買契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとし、入札保証金は県に帰属することとなります。

第13条 落札者は、売買契約締結の際、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。

2 入札保証金は契約保証金に充当します。

第14条 入札をした者は、入札後、入札物件、売買条件、入札案内書等についての不知又は不明を理由として異議を申立てることはできません。

不 動 産 売 買 契 約 書

売出人 石川県（以下「甲」という。）と買受人 【※落札者】（以下「乙」という。）とは、甲が所有する宅地の売払いに関し、乙が指定する第三者（乙を含む。）のためにする契約として、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する別紙に掲げる宅地（以下「売買物件」という。）を現状有姿にて乙に売払い、乙は、売買物件を住宅等（地区の地区計画に規定する建築物。以下同じ。）の用に供する土地として第三者に販売することを目的に、これを買受ける。

2 乙は、本契約締結後速やかに、売買物件及び住宅等の年度別販売計画（以下「販売計画」という。）を記載した計画書を甲に提出しなければならない。なお、販売計画を変更する場合も同様とする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金【※落札金額】円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に契約保証金として金【※売買代金の10/100以上】円を甲に納付しなければならない。

2 入札保証金は、前項の契約保証金に充当するものとする。

3 第1項の契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第1項の契約保証金には、利息を付さない。

5 甲は、乙が次条に定める義務を全て履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を県に帰属させることができる。

（売買代金の支払い）

第5条 売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金【※売買代金から契約保証金を差し引いた額】円の納付については、次の各項の規定によるものとする。

2 乙は、前項に定める全額を【※契約日の5年後の日】までに甲に納付しなければならない。

3 乙は、売買物件の区画毎（以下「対象区画」という。）の引渡しを受けようとするときは、当該対象区画の売買代金を甲の指定する期日までに甲に納付するものとする。ただし、本項による支払額の合計は、第1項に定める金額を上限とする。

4 乙は、甲の発行する納入通知書により、前2項に定める納付を行うものとする。

(遅延損害金)

第6条 前条第2項及び第3項に定める期限までに乙が売買代金を甲に納付しないときは、乙は期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、売買代金に年3パーセントの割合を乗じて得た金額を甲に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、これを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(所有権の移転及び登記手続等)

第7条 乙は、甲に対し、【※契約日の5年後の日】までに対象区画の所有権の移転先となる第三者(乙を含む。)を指定するものとし、当該対象区画の所有権は、乙の指定及び乙から甲への当該対象区画に係る売買代金の全額の納付を条件として、甲から乙が指定した第三者に直接移転する。

2 甲は、前項により、乙が指定した第三者に所有権が移転したときは、乙がその者に対して負う所有権移転債務を履行するために、その者に当該対象区画の所有権を直接移転するものとする。

3 乙は、前項の所有権の移転に伴い、速やかに所有権移転登記に必要な書類を甲に提出するものとし、甲は、遅滞なく当該登記を囑託するものとする。

4 前項の所有権移転登記に係る登録免許税及びこれに付帯する費用は、乙の負担とする。

(所有権の留保等)

第8条 乙が甲に対して対象区画に係る売買代金の全額を納付した後であっても、乙が前条による当該対象区画の所有権の移転先となる第三者(乙を含む。)を指定しない限り、当該対象区画の所有権は甲に留保されるものとする。

2 乙は、前条第3項に定める所有権移転登記が完了しない限り、対象区画において住宅等の建築に着手してはならない。

3 第1項の納付があった後で、乙の指定がないまま前条第1項の期日を経過したときは、その翌日をもって乙自身が指定されたものとみなし、当該期日において甲が所有する対象区画の所有権は、甲から乙に移転するものとする。

(引渡し及び責任の区分)

第9条 甲は、第5条第2項又は第3項による売買代金(第6条の規定による遅延損害金を含む。)を受領したときは、速やかに当該受領に係る対象区画を乙に現状のまま引渡し、乙は、当該対象区画の引受書を甲に提出するものとする。

2 売買物件の維持管理責任は、本契約締結と同時に甲から乙に移転するものとする。

3 売買物件の維持管理については、乙の負担と責任において、近隣に迷惑をかけないように行うものとする。

4 乙は、第1項による引渡しを受けた後、所有権が甲に留保されている間は、善良な管理者としての注意義務を負担する。

(受益の意思表示の受領委任)

第10条 甲は、所有権の移転先に指定された者が甲に対してする「本物件の所有権の移転を受ける旨の意思表示」の受領権限を乙に委任する。

(危険負担)

第11条 本契約締結の時から売買物件引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他甲及び乙いずれの責めにも帰すことができない理由により滅失又は毀損して本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の納付を拒むことができる。

2 前項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの契約保証金を返還しなければならない。ただし、当該返還金には利息を付さないものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものがあることを発見しても、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完請求、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(譲渡の条件)

第13条 乙が売買物件を第2条の規定により第三者に販売するには、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）を遵守の上で行う、次の各号のいずれかによる譲渡でなければならない。

(1) 売買物件を自ら取得したうえで、住宅等を建築し、譲渡すること。

(2) 住宅等の建築を目的とする土地として譲渡すること。

2 乙は、売買物件の販売に係る募集条件、契約条件等について、予め甲と協議しなければならない。

3 乙は、住宅等建設にあたっては、以下を遵守しなければならない。

(1) 売買物件について、住宅団地としての環境を損なうことがないように都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び条例等関係法令を遵守すること。

(2) 内灘北部地区地区計画に適合する住宅等を建設すること。

(3) 自らの責任のもと、住宅等の建設等に必要な諸手続等を行うこと。

(4) 住宅等の建設工事等に伴う騒音、振動及び粉塵等の工事公害並びに住宅等を建設すること等に起因する電波障害、風害及び日影等の近隣住民への影響については、自らの責任において対策を講ずること。

(5) 自らの負担のもとに地耐力、土質等について十分調査し、その調査結果に基づき住宅等の建設工事等を行うものとし、これらに関し問題が生じた場合は自らの責任において解決すること。

(6) 本契約締結時の土地の区画割及び形質を変更してはならないこと。

4 乙は、第9条第1項の規定に基づき、乙が対象区画の引渡しを受けた日から5年間（以下「指定期間」という。）、売買物件を次の各号の用途に供するなどの行為を行ってはならない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転すること。

(2) 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転すること。

5 乙は、指定期間中に、売買物件に係る所有権の移転（第7条第3項に規定する所有権移転登記の原因となる売買を含む。）又は地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用を

目的とする権利を設定しようとする場合、これらに関する契約書に第1項及び前項に掲げる事項を遵守する旨の条件を付さなければならない。

(実地調査等)

第14条 甲は、本契約締結の日から指定期間満了の日までの間、前条に定める事項に関し必要があると認めるときは、売買物件を調査し、又は乙に対し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、正当な理由なく前項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第15条 乙は第13条第4項及び第5項に定める義務に違反して売買物件を禁止用途に供し、又は供させたときは、金【※売買代金の3割】円を違約金として甲に支払わなければならないものとする。

2 乙は、正当な理由なく前条第2項に定める義務に違反して実地調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金【※売買代金の1割】円を違約金として、甲に支払わなければならない。

3 前2項に定める違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないとき、又は乙が次の各号の一に該当した場合には、本契約を解除することができる。ただし、乙が第13条第4項第2号に定める義務を履行しないときは、催告をすることを要しないものとする。

(1) 解散又は営業を停止したとき。

(2) 滞納処分、強制執行、仮差押え、仮処分又は競売の申し立てを受けたとき。

(3) 甲に対し本契約を解除したい旨の申込を行い、甲がその申込の理由をやむを得ないものと認めたとき。

(4) その資格を偽る等不正な行為により本契約を締結したと判明したとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除したことにより乙に損害が生じた場合においても、その責めを負わないものとする。

3 乙は、第1項の規定により甲が本契約を解除したときは、金【※売買代金の2割】円を契約解除違約金として、甲に支払わなければならない。

4 前項に定める契約解除違約金には、第4条第1項に定める契約保証金を充当するものとする。

5 第3項に定める契約解除違約金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金等)

第17条 甲は、前条第1項に定める解除権を行使したときは、乙が納付した売買代金のうち次条第1項の規定に基づき甲に返還される売買物件に係るものについて当該代金を返還するものとする。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約及び登記の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(乙の原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第16条第1項の規定により解除権を行使したときは、甲が返還させることが適当でないと認めた区画を除き、甲の指定する期日までに売買物件を原状(更地)に回復してこれを甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲の指定する期日までに甲に支払わなければならない。

3 乙は、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第15条に定める違約金若しくは第16条第3項に定める契約解除違約金、又は前条若しくは第18条第2項及び第3項に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(共同企業体の場合の特則)

第22条 乙が売買物件を共同で買い受けた場合においては、次の各号の規定を適用するものとする。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

(1) 乙は、甲に対し本契約に定める義務を連帯して負うものとする。

(2) 甲は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、この契約に基づき甲が当該代表者に対して行ったすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、乙がこの契約に基づき甲に対して行うすべての行為は、当該代表者を通じて行わなければならない。

(3) 共同企業体の代表者の変更又は構成員の加入若しくは脱退はできない。

(権利義務の譲渡)

第23条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、本契約に基づく契約上の地位又は本契約により生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡、担保差入その他の処分をすることができない。

(疑義の決定)

第24条 本契約に関して疑義のあるときは、甲乙協議の上、決定する。

(裁判の管轄)

第25条 本契約に関する訴えの管轄は、石川県庁所在地を管轄区域とする金沢地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売出人 甲 石川県

石川県知事 馳 浩

買受人 乙 契約者

(代表者) 住 所

氏 名

(構成員) 住 所

氏 名

別紙

番号	所在地	地目	地積(m ²)	譲渡代金(円)
1	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 229 番	宅地	252.94	
2	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 230 番	宅地	257.03	
3	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 231 番	宅地	253.36	
4	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 232 番	宅地	253.47	
5	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 233 番	宅地	256.94	
6	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 234 番	宅地	256.80	
7	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 235 番	宅地	257.07	
8	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 236 番	宅地	257.12	
9	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 237 番	宅地	255.14	
10	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 238 番	宅地	255.08	
11	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 239 番	宅地	252.03	
12	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 240 番	宅地	247.45	
13	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 241 番	宅地	254.17	
14	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 242 番	宅地	254.02	
15	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 243 番	宅地	256.64	
16	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 244 番	宅地	256.44	
17	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 245 番	宅地	255.71	
18	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 246 番	宅地	255.86	
19	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 247 番	宅地	253.18	
20	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 248 番	宅地	253.26	
21	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 249 番	宅地	256.04	
22	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 250 番	宅地	252.22	
23	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 251 番	宅地	235.80	
24	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 252 番	宅地	223.97	
25	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 253 番	宅地	222.31	
26	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 254 番	宅地	222.49	
27	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 255 番	宅地	224.18	
28	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 256 番	宅地	224.12	
29	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 257 番	宅地	224.13	
30	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 258 番	宅地	224.31	
31	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 259 番	宅地	222.55	
32	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 260 番	宅地	222.55	
33	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 261 番	宅地	224.23	
34	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 262 番	宅地	218.84	
35	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 263 番	宅地	294.40	
36	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 264 番	宅地	271.55	
37	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 265 番	宅地	269.97	
38	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 266 番	宅地	270.05	
39	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 267 番	宅地	271.68	
40	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 268 番	宅地	271.50	
41	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 269 番	宅地	271.35	
42	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 270 番	宅地	271.46	
43	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 271 番	宅地	269.85	
44	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 272 番	宅地	269.60	
45	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 273 番	宅地	269.68	
46	河北郡内灘町白帆台 2 丁目 274 番	宅地	283.05	
	合 計		11575.59	

県有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申込者 住 所

氏 名

電話番号

(注) 法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
共同企業体の場合は、その代表者と構成員全員の連名で記載すること。

石川県が売却する下記物件を買受けたいので、当該物件に係る県有財産の一般競争入札に参加を申込みます。

(添付書類)

- 1 住民票の写し（法人にあっては登記事項証明書）
※発行から3か月以内のもの
- 2 印鑑証明書
※発行から3か月以内のもの
- 3 誓約書（別記様式2）
- 4 宅地建物取引業法第6条に規定する免許証の写し
- 5 建築工事業に関して建設業法第3条第1項による許可を受けていることを証する書類の写し
- 6 事業実績調書（別記様式3）及びそれを証する書類とその写し
- 7 販売計画書（別記様式4）
- 8 共同企業体申請書（別記様式5）
※共同企業体を構成する場合のみ
- 9 役員等名簿（別記様式6）
※4、5の免許及び許可を有しない共同企業体の構成員のみ

記

- 一般競争入札に参加申込みする物件
- | | |
|-----|--------------------------|
| 所在地 | 河北郡内灘町白帆台2丁目229番ほか45筆 |
| 地目 | 宅地 |
| 地積 | 11,575.59 m ² |

誓 約 書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申込者 住 所

氏 名

電話番号

印
(印鑑証明書の印)

(注) 法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。

このたび、石川県の県有財産一般競争入札の参加申込みにあたり、下記の事項に相違ない旨確約し、貴県における入札、契約等に係る諸規定を順守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴県の指示に従い、貴県に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴県に対し一切異議、苦情等は申しません。以上、誓約いたします。

記

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第2項各号に掲げる者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）のいずれにも該当しません。
- 2 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次に掲げるいずれにも該当しません。
 - (1) 役員等（申込者が個人である場合にはその者を、申込者が法人である場合にはその役員又はその支店、営業所その他の事業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 3 次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札においてその公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と貴県に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄等の刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的失墜行為をなし、契約の相手方として不相当であると認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

(枚目 / 全 枚)

事業実績調書

番号	請負又は 販売の別	施工場所（番地まで記載）	注文者又は 購入者の氏名	住宅契約 年月日	住宅引渡 年月日
(記載例)	請負	金沢市〇〇町1丁目1番	〇〇 〇〇	R2.9.30	R3.3.20
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

上記の記載内容について、事実と相違ありません。

申込人 住 所

氏 名

印
(印鑑証明書の印)

- (注1) 入札を申込み物件毎、共同企業体の構成員毎に別葉として作成し、記載物件に関する実績を有する者が記名押印のうえ提出すること。(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。)
- (注2) 本調書記載内容を確認できる売買契約書、請負契約書など及びその写しを提出すること。

販売計画書

1 販売方針

--

2 年度別販売数

番号	入札参加者	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	合計
(記載例)	〇〇	請負 5 建売 販売 2	請負 5 建売 販売 2	請負 6 建売 販売 2	請負 6 建売 販売 2	請負 6 建売 販売 2	請負 6 建売 販売 2	46区画
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								

※年度別、請負・建売販売別に、売買物件の販売計画数を記載すること。

(請負を上段、建売販売を下段)

共同企業体による申込みの場合は、構成員毎(番号1～)の販売計画数を記載すること。

入札参加物件に係る販売計画について、上記のとおり提出します。

申込人 住 所

氏 名

印

(印鑑証明書の印)

(注)共同企業体の場合は、その代表者と構成員全員の連名で記載すること。

共同企業体申請書

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申込人 乙 (共同企業体名称)

(代表者) 住 所

氏 名

(印鑑証明書の印)

(構成員) 住 所

氏 名

(印鑑証明書の印)

(構成員) 住 所

氏 名

(印鑑証明書の印)

(構成員) 住 所

氏 名

(印鑑証明書の印)

(構成員) 住 所

氏 名

(印鑑証明書の印)

(構成員) 住 所

氏 名

(印鑑証明書の印)

このたび、石川県県有財産の売払いに関する下記1の一般競争入札の参加申込みにあたり、下記2の事項を遵守のうえ共同企業体を結成いたします。

記

1 入札参加物件

所在地	河北郡内灘町白帆台2丁目229番ほか45筆
地目	宅地
地積	11,575.59 m ²

2 遵守事項 (ただし、県の承諾を得た場合はこの限りではない。)

- (1) 県に対し、上記物件の入札及び契約に関する義務を連帯して負うものとする。
- (2) 県は、上記物件の入札及び契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、県が当該代表者に対して行った上記物件の入札及び契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、県に対して行う上記物件の入札及び契約に基づくすべての行為は、当該代表者を通じて行うこと。
- (3) 共同企業体の代表者の変更又は構成員の加入若しくは脱退はできないこと。

- 2 「年号」、「性別」は次のとおり記入してください。
「年号」…明治：M 大正：T 昭和：S 平成：H
「性別」…男：M 女：F
- 3 「住所」欄には住民票記載の住所を記入してください。
- 4 記入しきれない場合は、複数枚提出してください。(左上「(枚目 / 全 枚)」の欄に記入してください。)
- 5 この役員等名簿は、役員等が暴力団員等であるか否かを確認するためのみに使用し、その他の目的には一切使用しません。
- 6 共同企業体の場合、その代表者だけでなく、各構成員も当該名簿を作成する必要があります。
- 7 名簿が2枚以上にわたる場合は、割印してください。

委任状

代理人 住 所
氏 名

代理人使用印



私は、上記の者を代理人と定め、下記の石川県県有財産の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

記

- 次の県有財産の一般競争入札に関する一切の権限委任
 - 所在地 河北郡内灘町白帆台2丁目229番ほか45筆
 - 地目 宅地
 - 地積 11,575.59 m²

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

申込人(委任者) 住 所
氏 名

印
(印鑑証明書の印)

入 札 書

百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

(注) 入札価格には「¥」を付けること。

○ 入札する物件

所在地 河北郡内灘町白帆台 2 丁目 229 番ほか 45 筆
地 目 宅地
地 積 11,575.59 m²

入札案内書等を承諾の上、上記のとおり入札します。

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

入札者 住 所

氏 名

印

※ 印鑑証明書の印をご使用ください。
※ 代理人の場合は、委任状の代理人使用印をご使用ください。

入札保証金に関する約定書

○ 入札保証金を納付する物件

所在地 河北郡内灘町白帆台2丁目229番ほか45筆
地目 宅地
地積 11,575.59 m²

入札保証金 円

上記金額を、現金または銀行振出小切手により納付し、入札に参加します。
落札者となり契約を締結しないときには、入札保証金を没収されても異議ありません。
上記につき約定します。

令和 年 月 日

石川県知事 馳 浩 様

入札者 住 所

氏 名

印

※ 印鑑証明書の印をご使用ください。
※ 代理人の場合は、委任状の代理人使用印をご使用ください。

銀行振出小切手について（見本等）

県有財産の一般競争入札における入札保証金は、現金または小切手により納めなければなりません。小切手として納めることができるのは、「銀行振出小切手（預金小切手、預手という。）」だけです。

この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出し、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。

見 本

AA00000	小 切 手	金沢 1701 ****-***
支払地	〇〇市〇〇町 株式会社 〇〇銀行〇〇支店	銀 行
¥ 1 , 0 0 0 , 0 0 0 - ※		
上記の金額をこの小切手と引替えに、持参人 殿へ お支払い下さい		
令和〇〇年〇〇月〇〇日 振出市 〇〇市	株式会社 〇〇銀行〇〇支店 支店長 〇〇〇〇 印	

※ 注意事項

- (1) 振出人、支払人とも同一金融機関である。
- (2) 「持参人渡」である。
- (3) 振出日から7日以内である。
- (4) 石川県内の手形交換所加盟店のものである。
- (5) なるべく「線引き」として下さい。

物 件 調 書

物件番号	
------	--

予定価格	非公表
------	-----

所在地		河北郡内灘町白帆台2丁目229番ほか45筆（別紙のとおり）				
面積		登記簿(実測)11,575.59㎡	地目	宅地	形状	—
接面道路の幅員及び構造		舗装道路（6m、10m）に接面している。				
法制令等に基づく	都市計画法	市街化区域				
	建築基準法	用途地域	第一種低層住居専用地域	防火指定	無	
		指定建ぺい率	50%	指定容積率	80%	
	その他法律等	地区計画あり				
私道の負担等に関する事項		負担の有無	無	負担の内容	—	
供給処理施設の状況		区分	状況	事業所名	電話番号	
		電気	引込済	北陸電力㈱お客さまサービスセンター	0120-776-453	
		上水道	引込済	内灘町都市整備部上下水道課	076-286-1115	
		下水道	引込済	内灘町都市整備部上下水道課	076-286-1115	
		ガス	引込済	伊丹産業㈱	076-237-5560	
交通機関		鉄道	北陸鉄道 浅野川線 内灘駅 道路距離 約5.7km			
		バス	北陸鉄道 白帆台停留所 徒歩約4分			
公共施設		市役所等	内灘町役場 約3.2km			
		小学校	内灘町立白帆台小学校 約0.4km			
		中学校	内灘町立内灘中学校 約4.1km ※団地からスクールバス有り			
参考事項		・現況有姿による引渡しとなります。				
		・電線類、ガス（LPG集中配管方式）地中化施工済				
		・ケーブルテレビ受信（有料）				
		・上水道、公共下水道整備済（上水道は水道加入金の支払が必要）				

※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず、入札参加者ご自身において現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

別紙

番号	所在地番	地目	地積	※摘要
1	河北郡内灘町白帆台 2丁目 229番	宅地	252.94 m ²	①低層住宅地区(第一種低層住居専用地域)
2	河北郡内灘町白帆台 2丁目 230番	宅地	257.03 m ²	〃
3	河北郡内灘町白帆台 2丁目 231番	宅地	253.36 m ²	〃
4	河北郡内灘町白帆台 2丁目 232番	宅地	253.47 m ²	〃
5	河北郡内灘町白帆台 2丁目 233番	宅地	256.94 m ²	〃
6	河北郡内灘町白帆台 2丁目 234番	宅地	256.80 m ²	〃
7	河北郡内灘町白帆台 2丁目 235番	宅地	257.07 m ²	〃
8	河北郡内灘町白帆台 2丁目 236番	宅地	257.12 m ²	〃
9	河北郡内灘町白帆台 2丁目 237番	宅地	255.14 m ²	〃
10	河北郡内灘町白帆台 2丁目 238番	宅地	255.08 m ²	〃
11	河北郡内灘町白帆台 2丁目 239番	宅地	252.03 m ²	〃
12	河北郡内灘町白帆台 2丁目 240番	宅地	247.45 m ²	〃
13	河北郡内灘町白帆台 2丁目 241番	宅地	254.17 m ²	〃
14	河北郡内灘町白帆台 2丁目 242番	宅地	254.02 m ²	〃
15	河北郡内灘町白帆台 2丁目 243番	宅地	256.64 m ²	〃
16	河北郡内灘町白帆台 2丁目 244番	宅地	256.44 m ²	〃
17	河北郡内灘町白帆台 2丁目 245番	宅地	255.71 m ²	〃
18	河北郡内灘町白帆台 2丁目 246番	宅地	255.86 m ²	〃
19	河北郡内灘町白帆台 2丁目 247番	宅地	253.18 m ²	〃
20	河北郡内灘町白帆台 2丁目 248番	宅地	253.26 m ²	〃
21	河北郡内灘町白帆台 2丁目 249番	宅地	256.04 m ²	〃
22	河北郡内灘町白帆台 2丁目 250番	宅地	252.22 m ²	〃
23	河北郡内灘町白帆台 2丁目 251番	宅地	235.80 m ²	〃
24	河北郡内灘町白帆台 2丁目 252番	宅地	223.97 m ²	〃
25	河北郡内灘町白帆台 2丁目 253番	宅地	222.31 m ²	〃
26	河北郡内灘町白帆台 2丁目 254番	宅地	222.49 m ²	〃
27	河北郡内灘町白帆台 2丁目 255番	宅地	224.18 m ²	〃
28	河北郡内灘町白帆台 2丁目 256番	宅地	224.12 m ²	〃
29	河北郡内灘町白帆台 2丁目 257番	宅地	224.13 m ²	〃
30	河北郡内灘町白帆台 2丁目 258番	宅地	224.31 m ²	〃
31	河北郡内灘町白帆台 2丁目 259番	宅地	222.55 m ²	〃
32	河北郡内灘町白帆台 2丁目 260番	宅地	222.55 m ²	〃
33	河北郡内灘町白帆台 2丁目 261番	宅地	224.23 m ²	〃
34	河北郡内灘町白帆台 2丁目 262番	宅地	218.84 m ²	〃
35	河北郡内灘町白帆台 2丁目 263番	宅地	294.40 m ²	〃
36	河北郡内灘町白帆台 2丁目 264番	宅地	271.55 m ²	〃
37	河北郡内灘町白帆台 2丁目 265番	宅地	269.97 m ²	〃
38	河北郡内灘町白帆台 2丁目 266番	宅地	270.05 m ²	〃
39	河北郡内灘町白帆台 2丁目 267番	宅地	271.68 m ²	〃
40	河北郡内灘町白帆台 2丁目 268番	宅地	271.50 m ²	〃
41	河北郡内灘町白帆台 2丁目 269番	宅地	271.35 m ²	〃
42	河北郡内灘町白帆台 2丁目 270番	宅地	271.46 m ²	〃
43	河北郡内灘町白帆台 2丁目 271番	宅地	269.85 m ²	〃
44	河北郡内灘町白帆台 2丁目 272番	宅地	269.60 m ²	〃
45	河北郡内灘町白帆台 2丁目 273番	宅地	269.68 m ²	〃
46	河北郡内灘町白帆台 2丁目 274番	宅地	283.05 m ²	〃
合 計			11,575.59 m ²	※地区計画上の細区分名称

入札会場等のご案内

1 入札会場

- (1) 会場 石川県庁行政庁舎 16階 1611会議室
- (2) 所在地 金沢市鞍月1丁目1番地
- (3) 電話番号 076-225-1776

2 当日の持ち物

- (1) 入札書
- (2) 委任状
(入札書を入札参加者名義で作成できない場合(入札書に入札参加者本人の押印ができない場合))
- (3) 印鑑(印鑑証明書の印。ただし、代理人の場合は委任状に押捺の代理人のもの)
- (4) 入札保証金(入札金額の100分の5以上に相当する額)、入札保証金に関する約定書
- (5) 収入印紙(営業で参加の場合)
- (6) 身分証明書(例:運転免許証)
- (7) 筆記用具

3 位置図

